



# くれ

881号  
2020年4月14日  
郵政産業労働者ユニオン  
呉支部発行

←中国地本HPへ  
PC・スマホ等から  
この情報が閲覧可！



メールはこちら→



## ついに緊急事態宣言 新型コロナウイルス

### 新型コロナウイルス

政府は、今月7日、緊急事態を宣言した。  
東京、埼玉、千葉、神奈川、大阪、兵庫、福岡の都府県が対象で、期間は4月7日～5月6日までの1か月間。  
世界中で感染者、感染症死者が急増し、各国が独自の感染予防対策を強化し



【ガーゼマスクの一例】

政府は繰り返し使える布マスクの配布を決めた。

1世帯に2枚である。一人世帯であれば、毎日交互に洗って衛生的に使えるが、二人だと毎日洗って乾かさず時間確保も厳しい。

1世帯3人以上であれば、マスクが足りない。施設などに配布はわかるが、店頭で販売した方がパニック買いも抑えられ、限りのある税金を有効に使えるという意見も出ている。

している。  
しかし、感染しても、無症状の人も多いとみられ、検査をしなければ感染者の特定も難しい。  
症状が出て、感染検査には保健所の許可が必要で、検査してもらえないケースもあると聞けば、不安感がぬぐえない。  
ワクチンや有効な治療法が確立されるには、時間もかかる見込みで、感染予

防しか私達にできる事はない。  
密集、密閉、密接の「3つの密」を避けること。  
うがい、手洗いなどの消毒を行うこと。  
自身を保菌者と想定し、人にうつさない為に、マスクを着用すること。  
そのマスクだが、残念ながら品切れのお店がほとんどだ。  
増産をメーカーに依頼しているが政府が説明している約2か月が経過したが、需要が供給を大きく上回っている状況が続いている。  
店頭での売切れはともかく、先進国の日本で、医療現場で使用するマスクや防護服が足りない事態に陥ることは想定されておらず、備蓄対策も十分ではなかったことが明るみとなった。  
医療従事者が多数感染すれば、医療崩壊に繋がります。最後の砦だけに崩壊すれば考えるだけで恐ろしい状況になる。  
また、国内の感染回復者数と死亡数の割合から、死亡率が約10%というリスクの高い感染症である事もわかる。

判所で意見陳述が予定されていたが、裁判所からの要請で延期が決まった。  
「仕事の内容や責任が変わらないのに、正社員との待遇格差は不当だ」として、会社に過去の清算を要求したが、会社側が「要求には応じられない」とした事から始まった裁判。  
新型コロナウイルスによって、経済だけでなく、司法も影響が出た。  
緊急事態宣言に広島県は入ってなかったが、裁判の延期や傍聴できる人数に制限ができるかもと、心配の声があった。  
最高裁判所がある東京都は、対象である為、裁判の先延ばしを心配する社員もいる。  
郵政労契法20条裁判が、東日本・西日本ともに最高裁で係争中であるからだ。  
1日も早い感染終息を願うと共に、1日も早く、終審で、多くの仲間の救済される日がくることを待ち望まれている。

感染症の死者が10万以上となつてはいるが、各国の医療体制も差がある為、感染者、死者共に正確な数字とは言い難い。  
感染症対策として、多くの国が鎖国のような状態となり、その結果、国際郵便物の運送や配達に支障が出ている。  
4月10日時点で、160か国を対象に、EMSや郵便物の引き受けを一時停止するなどの措置が取られている。  
一方、政府からマスク配布を依頼された日本郵便は仕事を待た。  
約5千万世帯に配布する全戸配布は、配達員は大変だが、4月12日以降、感染者が多い都道府県から順次発送される。

### 司法の開催に支障

### 業務に支障と恩恵

### 今後の予定

- 4月14日(火) 17:00～  
第7回呉支部執行委員会  
支部事務所
  - 4月17日公判は延期決定  
公判開始日程は未定
- 次号は 4月28日 予定

# 責任は結局社員へ

## 本年度1件目

交通事故防止の特別強化局に指定された呉局であるが、呉局のセンターで1件目の交通事故が発生した。

誰もが事故に遭う危険性の高い仕事をしていると認識し、バイクの点検や整備も行って事故防止に努めるしかない。

前年度は15件の事故が発生。

無理な減区や減員の影響で業務過多が事故に繋がっているのではないかと、会社側に伝えたが会社側は関係ないと否定している。

そう聞いて、かんぽ不適正募集と同じ会社だと痛感した。

社内のコンプライアンスハンドブックを始め、社内規定には、法令順守が記載されている。

前経営陣も「我々経営や本社、支社が法令順守しなくていいと認めた事は一度もない」と会見したように、悪いのは違反をした社員であり、それを見抜けな

かった我々や管理者に問題があると語っていた。

問題があるのは社員で、責任を取るのも当然社員という事だ。

管理責任は経営陣や管理者に責任が及ぶ。

交通事故も起こした社員が悪く、会社に責任や問題がないという事である。

業務が増えている事は明白で、時間内に仕事を終わらせる為、時間前作業や休憩時間に仕事をする社員もいる。

出社した時点で荷物の居住確認や仕事の段取り、お客様からの問い合わせに関する事など、時間外に仕事をするなどという立場の人が仕事をさせている状況がある。

管理者が「時間前作業をしている人がいれば、指導や注意をしない」と役員者などに指導することも以前から繰り返し言われている。

これは役職者などに「勤務時間以外も仕事をしなさい」と言っている事と同義であり、時間外業務をさせていることになる。

管理者は発言が矛盾している気が付かないのだろうか。

そう言われて、勤務時間ギリギリに職場入りする役職者もいた。

管理者が勤務時間前に役職者に指導しなさいと注意し、「勤務時間になつたら注意します。今は時間外なので、自分で言えばいいじゃないですか？」と言った社員も過去にはいた。

そう言われた管理者は、一瞬固まり、その後、直接注意していた。

発言の矛盾に気が付いただけ、まだマシな管理者だったのかも知れない。

## かんぽの調査

3月31日、日本郵政の増田寛也社長は不正が疑われる特定事案18万3千件の調査が完了と発表された。

全件の深堀調査は6月末を目途に現在も進行している。

しかし、コロナの影響で計画の遅れ等の危惧も口にした。

調査の結果、3月22日時点で、お客様の意向に沿わないとして、契約復元を3万7813件実施。

3月25日時点で法令違反が認められた契約は251件、社内ルール違反

が2,782件。

法令違反に関与した社員は279人、社内ルール違反に関与した社員は1,931人。

全件調査でも、2,206件の違反が疑われる契約があることも公表した。

多数契約についても、約2千人が該当し、高額契約なども調査中としている。

かんぽ生命が違反と判定した募集人についても触れられた。

違反した社員は、募集人の業務廃止、または厳重注意を行う。

これは保険業法に関する処分であり、これとは別に会社が行う処分も出る。

違反行為の内容を精査した上で処分内容を検討している最中という。

ただし、募集人から退職願が提出されているケースがあり、これは優先的に調査し、処分を実施。

お客様の意向に沿わず、乗り替えを潜脱する行為、新規契約と解約を繰り返した行為をした2名の社員に対しては、最も重い懲戒解雇処分。

記者からの質問で、解雇した2名は50代の課長である事が明かされた。

既に退職した社員は、保険募集が今後できないかも知れないが、重い処分を受けずに済み、逃げ得感

否めない。

また、本社・支社等の管理者の責任として、夏期賞与の5%（0.1か月分）を減額する。

郵政3社の役員は月額報酬を6か月間、5%〜40%を減額中。

会社は、4月1日以降も積極的な保険募集は行わないことを公表した。

改善する為に、公正中立な立場から各種アドバイスを頂く、J P改革実行委員会を設置。

委員は5名で、コーポレートガバナンスの専門家、コンプライアンスの専門家、消費者問題の専門家、金融経済の専門家、弁護士で構成。

委員には、行政処分に伴う会社の取り組み事項の検証や、国民の皆様から信頼回復できるように、お客様ご意向に沿うサービスを実施する為の助言と評価を依頼する。

こういった対応で、日本郵政、日本郵便は事業計画が認められ、それぞれ総務大臣から認可を頂いた。

認可を頂いた際、大臣から直接、業務改善計画の着実な実施による信頼回復や、災害・感染症発生時の対応、サイバーセキュリティ対策による業務継続に

対する要請を頂いたことにも社長は明らかにした。



【春の訪れが伝わる菜の花】

菜の花は春の風物詩の一つであるが、花言葉の一つに明るさとあります。

コロナウイルスで不安なニュースが増えているが、明るい社会になるように、今は我慢の時期であろう。

花見やスポーツ観戦など、これまで当たり前であったイベントの再開が待ち遠しい。